

令和5年11月30日

文部科学大臣 盛山 正仁 様

埼玉県知事 大野 元裕

遠隔授業における生徒数、教員配置及び学習評価方法の弾力化等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

時代とともに多様化する教育へのニーズ、学校における働き方改革の推進、物価高騰への対応、部活動の地域クラブ活動への移行など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代や環境の変化の中で、未来を創る全ての子供たちが意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めていく必要がありますが、学校現場は、遠隔授業の導入をはじめ、教師を取り巻く環境の整備等において、様々な課題に直面しています。

また、私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与していますが、公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒の保護者は大きな経済的負担を強いられています。

県においても上記課題の解決に向け取り組んでいるところですが、国におかれましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 遠隔授業における生徒数、教員配置及び学習評価方法の弾力化

(1) 現状・課題等

高等学校においては、平成 27 年 4 月に学校教育法施行規則が一部改正され、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業が制度化された。現在の制度では、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業〔教科・科目充実型〕を正規の授業として実施する場合、「同時に授業を受ける生徒数は、原則として 40 人以下とすること」「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」とされている。

現在の制度では、遠隔授業を複数校に配信する場合、「同時に授業を受ける生徒数は 40 人以下」との要件により、希望する全ての生徒が受講できない可能性がある。

また、単位認定等の評価を配信側の教員に限定することは、配信側の教員の負担となり、遠隔授業の導入の支障となることが想定される。

当該要件が緩和されれば、一人の教員が他の学校を含めたより多くの生徒に対して、同時に授業を行うことが可能となり、生徒の学習機会の充実に資するとともに、教員不足への対応策として一定の効果が期待される。

また、受信側で授業に関わることで、経験の浅い教員の資質向上も図ることができる。

さらには、受信側の教員が学習評価を行えるようになることで、配信側の教員の負担が軽減されるとともに、受信側の教員の授業準備等の負担も軽減されるなど、教員の働き方改革の観点からも、遠隔授業の導入・拡大のメリットは大きい。

また、中学校においては、一部の教科では、免許を有する教員を学校へ配置することが困難になっている現状がある。

現在、中学校の遠隔教育特例校制度においては、文部科学省への申請が必要とされ、教員不足への対応としては認められていないが、遠隔教育特例校制度を柔軟に運用することで、未配置の学校の生徒に対し、他校等の

免許を有する教員が遠隔授業を行い、教育課程を適切に実施し、生徒の学びを保障することができる。

(2) 要望事項

- ① 高等学校において、同時に授業を受ける生徒数は、配信側、受信側を合わせて 40 人を超える場合でも実施可能とするとともに、単位認定等の評価は、配信側の教員の協力を得ながら、受信側の教員が行うことができるように遠隔授業の要件を緩和すること。
- ② 中学校においては、遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できるようにすること。

2 教職員定数の増員及び配置基準の見直し

(1) 現状・課題等

教員が、授業やその準備に集中できる時間、児童生徒と接する時間及び自ら専門性を高めるための時間を確保し、教育の質の向上と学校における働き方改革を図るため、教職員定数を増やす必要がある。

標準法では、主に学校ごとの学級数を基に教職員定数を算定しているが、本県は、1 学級当たりの児童生徒数が多いことから、教員 1 人当たりの児童生徒数も多くなり、きめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

現行の配置基準では、児童生徒数や給食の実施方法により栄養教諭又は学校栄養職員（以下、「栄養教諭等」。）が配置できない学校が多くある。学校給食に係る栄養管理や衛生管理、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒へのきめ細かな対応、食に関する効果的な指導が十分に行えるよう、栄養教諭等を各校に 1 人配置できるよう、配置基準を見直す必要がある。

特別支援学校では、所属する学部によって、加配定数による支援の差が生じており、高等学校においても、産・育休代替教員の安定的確保が喫緊の課題であるため、加配定数の対象校種に高等学校及び特別支援学校高等部を含める必要がある。

(2) 要望事項

- ① 教育の充実と学校における働き方改革のため、教職員定数を増やすこと。
- ② 学級数に加えて児童生徒数を基礎とする教職員配置基準とすること。
- ③ 栄養教諭又は学校栄養職員を各校に1名配置できる配置基準とすること。
- ④ 産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数要件に、4月中に産育休を取得する場合や、対象校種として、高等学校及び特別支援学校高等部を加えること。

3 働き方改革の推進のための教員業務支援員の配置拡充等

(1) 現状・課題等

教師が教師でなければできない業務に集中できるようにするためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要である。

教員業務支援員の補助金の額について、市町村が実施主体となる間接補助事業の場合、県が実施主体となる直接補助事業の場合と補助金の額が異なるが、国と地方の負担割合でみると、同一とすることが適切である。

また、令和5年8月、中教審初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会から緊急提言がなされ、教師を取り巻く環境整備について、国においても、その権限と責任に基づき、主体的に取り組む必要があることが言及されている。

(2) 要望事項

- ① 小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）への教員業務支援員の配置に必要な財源を十分に確保すること。
- ② 教員業務支援員の補助金の額について、市町村の補助対象経費の3分の1以内とすること。
- ③ 副校長や教頭のマネジメント業務を支援するための方策に必要な財源も十分に確保すること。

4 学校部活動の地域クラブ活動への移行の環境整備

(1) 現状・課題等

国は、令和4年6月の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」、令和4年8月の「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、部活動の地域移行を令和7年度までに達成することとしていたが、その後、各自治体等の意見を踏まえて策定した令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、地域クラブ活動への移行の達成時期の目標を設定しない方針とした。

また、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されたことで、具体的な地域クラブ活動への移行は自治体に委ねられることとなり、地域クラブ活動への移行の将来像がより不明確となっている。

さらに、地域クラブ活動への移行の実現に向けたスケジュールやその手順、財政支援の継続期間等についても、国は明確に示していないため、自治体からは不安の声が挙がっている。

国は、学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒の活動環境を確保するために、学校部活動において部活動指導員を積極的に活用するように示している。地域の実情等に応じながら、生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補助対象経費の拡充が求められる。

国はガイドラインにおいて、都道府県及び市区町村に、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めるよう示しているが、地域における生徒の体験格差を生まないためには、国による経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援が求められる。

(2) 要望事項

- ① 学校部活動の地域クラブ活動への移行の将来像を明確にするとともに、その達成時期に係る具体的なスケジュールや手順について示すこと。
また、財政支援の継続期間等について併せて示すこと。
- ② 学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。

- ③ 家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、財政支援を図ること。

5 物価高騰状況下における学校給食の適切な実施の確保

(1) 現状・課題等

学校給食の実施に要する経費の負担については、学校給食法等で施設・設備に要する経費及び職員の人件費、光熱水費は学校の設置者が負担し、食材費は保護者等の負担とされている。

一方、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査等を行った上で給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとしている。

このような状況ではあるが、現状は、学校給食費の補助や無償化については、学校の設置者が法の趣旨を踏まえ自主的に判断ができるものとなっている。

物価高騰に伴い学校給食食材の価格が上昇する中、保護者の負担軽減のため、令和4年度及び令和5年度は一時的な措置として「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることとされた。

しかし、この物価高騰が長期間に渡る場合には、こうした一時的な措置ではなく、国全体として保護者負担への考え方を抜本的に整理した上で、対策を講じる必要がある。

今後の物価動向が依然不透明である中、学校給食に係る保護者等の負担増を回避し、地域間格差をなくすためには国が具体的な施策等を示す必要があるが、依然示されていない。

(2) 要望事項

- ① 物価高騰が長期間に渡る場合、学校給食に係る保護者等の負担増を回避できるよう、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。
- ② 「こども未来戦略方針」で国において検討することが示された学校給

食費の無償化については、速やかに課題を整理するとともに、国としての具体的な方策を示すこと。

6 学校における障害者雇用の推進

(1) 現状・課題等

本県教育委員会の令和4年6月1日現在の障害者雇用率は、教育職員以外の職員が17.6%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員では1.1%と低い状況にあり、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。

障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。また、いわゆる改正バリアフリー法に基づく学校施設のバリアフリー化はもとより、障害のある教員が働きやすい環境を整備する観点からも、バリアフリートイレやエレベーターなどの施設改修の一層の推進が求められるほか、障害のある教員が業務を円滑に進めるためのICT機器等の整備が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。

さらに、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか引き続き実態を把握するとともに、その課題の解消に向けた取組が教職課程を有する大学等において適切に行われるよう働き掛けるなど、障害のある教員免許状取得者の増加に国として取り組む必要がある。具体的には、教職課程全体における障害の特性等を踏まえた具体的な教授方法や留意事項等について広く周知することなどが挙げられる。

障害のある教員免許状取得者が極めて少ない現状に鑑み、障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

(2) 要望項目

- ① 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- ② 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。
- ③ 障害を有する者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか実態を把握すること。
- ④ 障害を有する者が学びやすい環境を整備するよう、教員養成課程を有する大学等に対し、働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- ⑤ 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

7 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を目的としたオンライン学習を行った際の出席の扱い

(1) 現状・課題等

令和2年から新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の小・中・高等学校においては、臨時休業や分散登校等が実施される中で、児童生徒の学びを保障するため、動画配信や双方向のオンライン学習など様々な取組が行われた。

文部科学省の通知によれば、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒が、オンラインによる学習に参加した場合は、校長が合理的な理由があるとの判断により「出席停止・忌引等の日数」として記録するとともに、その学習状況を指導要録の「非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」として記載することとされている。

一方で、オンラインで学習した児童生徒の保護者からは、感染症の拡大を防ぐ手段としてオンラインによる学習を行っており、登校している児童生徒と同様に授業を受けているにもかかわらず、出席停止となることについて、戸惑いや不満の声があがっていた。

また、病気療養中の児童生徒に対しては、同時双方向型の遠隔授業の特例として、条件が緩和され、出席が認められている。

(2) 要望項目

今後、新興感染症や新型コロナウイルス感染症の再拡大などに対応するため、臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒が、自宅等でオンライン学習に参加した際の出欠の取扱いについては、病気療養中の児童生徒に対する同時双方向型の遠隔授業と同様に、特例として出席の扱いとすること。

8 私立学校等におけるICT環境の整備に向けた財政支援

(1) 現状・課題等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の対応として、ごく一部の私立学校においては、全校児童・生徒が参加する双方向通信によるオンライン授業（完全オンライン授業）を実施した。

しかしながら、多くの私立学校は未だ環境の整備を進めているところであり、完全オンライン授業を実施することができる環境となっていない。

その他の新興感染症や災害の発生時等の非常時にやむを得ず学校に登校できない全ての児童生徒等の学びを保障するため、オンライン学習を活用する必要がある。

オンライン学習を行うためには、予備機を含めた1人1台端末の購入・更新に対する支援やネットワーク環境の向上等、ICT環境の整備が必要不可欠である。しかしながら現状では、補助率や補助額の上限があり、私立学校においてはその財政負担も大きいことから、十分な支援とは言えない。加えて、故障機への対応は、公立学校も含めた課題である。

今後、ICT環境の整備をより進めていくためには、補助率の嵩上げや補助上限の拡大等を通じた国による安定的な財政措置が必要不可欠である。さらに、私立学校においては、ICT環境が学校ごとに異なり、ハードやソフトの仕様も様々であるため、それぞれの私立学校の実情に応じたオーダーメイドでのサポートを受けられるようにすることが効果的である。

また、先行き不透明な状況の中、新興感染症の感染拡大時の対応として、県が行う実効性のある感染症対策についても、全児童生徒の学びの機会を維持するため、国の責任における財源措置を求める。

(2) 要望項目

- ① オンライン学習の実施等に係る私立学校等が行う予備機や故障機を含めた1人1台端末の購入・更新やICT環境の整備に対して、財政的支援を拡充させること。
- ② 新興感染症の感染拡大時の対応として、県において実効性のある感染症対策を行うための財源についても、国は速やかに措置すること。

9 就学支援金制度の拡充

(1) 現状・課題等

私立高等学校においては、年収約590万円未満世帯を対象に授業料の全国平均額を上限とした実質無償化が実施されることとなったが、授業料が全国平均額を超える学校や年収590万円を超える世帯の負担は依然大きい。

また、私立高等学校においては、授業料以外にも施設費などの生徒納付金が生じるため、各世帯に対する学費負担が大きくなっている。

本県においては、年収約720万円未満世帯までを授業料の実質無償化の対象とするため、県内授業料の平均額である387,000円まで授業料の上乗せ補助を実施し、さらに施設費等や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、父母の負担軽減を図っている。

全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、全国一律の制度での更なる支援の充実が必要である。

(2) 要望項目

全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化について、引き続き国の責任において全ての財源を安定的に確保するとともに、支給限度額の撤廃や所得要件等の緩和、補助対象費用の拡大など制度の拡充を図ること。